

生駒市条例第 2 2 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月生駒市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項中「昭和 3 2 年 7 月生駒市条例第 2 3 号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第 8 条第 1 項中「第 3 項まで」の次に「及び第 1 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 1 1 条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第 1 5 条第 3 項中「生駒市の一般職の職員の給与に関する条例」及び「同条例」を「給与条例」に改める。

第 1 5 条の 2 第 3 項中「生駒市の一般職の職員の給与に関する条例」及び「同条例」を「給与条例」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 1 5 条の 3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子の養育をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第16条第3項を次のように改める。

3 組合休暇については、給与条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

(2) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和

22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が指定する者を含む。第5号において同じ。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)

(3) 介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

(4) 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

(5) 子育て部分休暇(当該職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。))を除く。)が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合

における休暇をいう。)

第 23 条中「(平成 3 年法律第 110 号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 生駒市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年 3 月生駒市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第 15 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。